

福島第一原発事故 被曝の2人

咽頭がん初の労災

厚生労働省は8日、東京電力福島第一原発の事故対応などの業務による被曝で咽頭がんを発症したとして男性作業員2人を労災認定した。この事故対応に絡むがんで労災認定された作業員は計8人となった。咽頭がんでの認定は初という。

一人は東電社員で、1977年～2015年のうち35年間、放射線業務に従事した。累計の被曝線量199マイクロシーベルトのうち85マイクロシーベルトが事故対応によるものとされた。18年12月にがんを発症した。

もう一人は協力会社の放射線技師。96～19年のうち15年間、放射線業務に就い

た。累計の被曝線量386マイクロシーベルトのうち事故対応によるものは44マイクロシーベルト。19年1月に発症し、すでに亡くなったという。

厚生労働省によると、咽頭がんに限って放射線業務との因果関係を示す知見は海外でも確認できなかった。このため累計の被曝線量が100マイクロシーベルト以上、被曝から発症まで5年以上かかるといった、多くのがんと共通する特徴をもとに判断した。福島第一原発の事故対応に携わり、がんを発症した作業員からの労災申請は計28件。うち9件が審査中で、11件は不支給になったという。(橋本拓樹)